

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 17 日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
内閣府地方創生推進室

令和 6 年度補正予算に係る
重点支援地方交付金の「給付支援サービス活用枠」の取扱い等について

「令和 6 年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和 6 年 12 月 17 日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、デジタル庁では、住民・地方公共団体双方において、給付の申請から給付までのプロセスが一通りでデジタル完結することで、迅速かつ効率的な給付が可能となるような給付支援サービスの提供を行ってきたところですが、今般の給付事務においても実施いたします。

本サービスの普及を図るため、今回も重点支援地方交付金に「給付支援サービス活用枠」を設け、本サービスを初めて利用する地方公共団体に対しては導入料金、基本料金及び利用料金を支援（過去に本サービスを利用したことがある場合は、基本料金及び利用料金を支援）することとしていますが、その詳細については下記のとおりです。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

（１）今後のスケジュールについて

① 給付支援サービス利用の利用申込み（デジタル庁宛て）

本サービスを利用される場合は、以下申込フォームより、お申し込みください。

※本サービスの概要については、別添 1「令和 6 年度給付支援サービス活用地方公共団体向け説明資料」をご確認ください。

◎ 申込フォーム：<https://forms.office.com/r/KqT0uLRAv9>

◎ 利用申込期限：令和 7 年 1 月 17 日（金）【厳守】

（②の実施計画に記載し、令和 6 年度中に交付金の交付を受けて開始したい場合）

（留意事項）

・本サービスのお申し込み後、速やかに運用事業者よりご連絡させていただきます。

- ・利用申込後、事情がない限り、原則キャンセルはできませんので、実施の確実性について十分ご検討の上でお申込み願います。
- ・上記申込期限までに実施の確実性が見込まれない場合は、令和7年度の実施計画に記載いただくことが可能となります。詳細は別途お知らせいたします。

② 実施計画提出（内閣府地方創生推進室宛て）

今回の実施計画への記載の対象となるのは、今般措置された令和6年度補正予算（当初調整給付を除く）に基づく給付金および定額減税を補足するための「不足額給付」に基づく給付金の支給についての本サービスの利用になります。

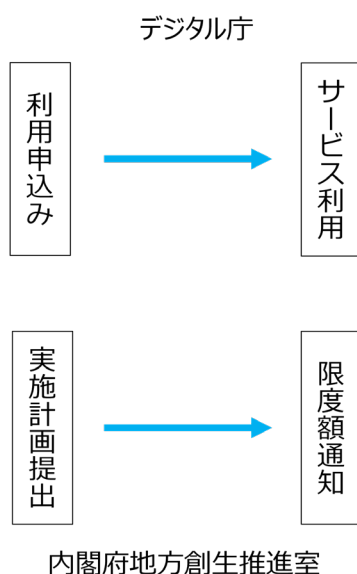
①により本サービスに利用申込みの上、重点支援地方交付金の令和6年度実施計画について、以下の期限までにご提出をお願いします。

◎ 提出期限：令和7年1月24日（金）12：00【厳守】

（留意事項）

- ・提出いただいた実施計画については、内閣府で内容の確認を行い、実施が確実と判断した場合のみ、記載のある市町村に対し、令和6年度給付支援サービス活用枠の限度額の通知を行います。

《※手続きの流れのイメージ》



（2）交付限度額の考え方について

令和6年度「給付支援サービス活用枠」の限度額の算定式については、別途お知らせしております、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」をご参照ください。

<関係資料一覧>

別添 1 令和 6 年度給付支援サービス活用地方公共団体向け説明資料

別添 2 給付支援サービス サービス料金試算表

※LGWAN 接続端末からのダウンロード

[給付支援サービス関連情報 - LGWAN ポータルサイト 掲示板](#)

【問合せ先】

(デジタルの積極活用に関する内容について)

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

給付支援サービス担当

(お問合せフォーム) <https://forms.office.com/r/bPhKWkrJWE>

(予算執行・制度に関する内容について)

内閣府地方創生推進室

直通 03-5501-1752

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

以上